明治維新期における宿駅制度の諸問題(

----甲州道中甲府柳町駅大助郷一件を中心に-

じめに

は

このため、 ものであり、 宿駅制度の根底を揺り動ごかしていった。 が複雑に絡みあい、 ていたが、維新期の交通運輸量の激増が加わり、一層疲弊していった。 制度を支える宿・助郷は、 当面する戊辰戦争遂行のために利用されていった。しかし、この宿駅 制度であった。この宿駅制度は、幕府崩壊後も新政府に受け継がれ、 幕府権力を安定維持するために整備確立した公的機関としての宿駅 の第二次征長のための将軍家茂の進発、さらに慶応四年一月の鳥羽 街道をはじめとする公用継立の激増となった。 たらした。 ・伏見の戦に端を発した東征とそれに続く東北征討にいたる戊辰戦 (一八六一)中山道での和宮降嫁、慶応元年(一八六五)東海道で これらの公用継立を支えたものは、周知のように江戸時代初期に 明治元年と翌二年の再度の明治天皇の東幸等は、規模の大きな 末・明治維新の社会的・政治的変革は、 宿・助郷間はもとより、 特に陸上でのそれは、 与えた社会的・政治的影響が極めて深刻であった。 対立抗争が起り、 幕末には積年の過重な負担により疲弊し 政治情勢の緊迫化を反映して、五 助郷内部でも、相互の利害関係 人馬継立を不能に陥らせ、 交通運輸量の増大をも 中でも、 文久元年

合わせようと、幕府も新政府も様々な塗糊的な対策をたてた。例えにあげたような大通行の際は、何はともあれ、当面する継立を間にこうした事態を解消することは容易ではなかった。そのため、先

増 田 廣 實

その役負担をめぐって新しい紛争の種がまかれ、 は同年八月三十日を限りに、 やがて「各駅陸運会社」が、 三年五月、民部・大蔵両省の合議によって宿駅での人馬継立を「相 は失敗し、宿駅制度を一段と混乱させる結果となり、三年三月再び 郷組替えを軸として、宿駅制度の改革を図った。しかし、この改革 立の一環として会計官中に駅逓司を設置し、 いくが、次第に助郷の範囲を広げ、その強化に努める。そして、 辰戦争遂行のため、旧来の宿駅制度を継承し、 までの経過の概略は次のようであった。 抗争を一層複雑にし、かえって宿駅制度の崩壊を深めた。 ば「当分助郷」を遠隔の村々に命じる等の措置がそれであったが、 業務を開始した。それにより東海道では五年一月十日、 対継立会社」に行わせる方針が決定される。 た宿駅制度上の試行錯誤は、その後約二か年間続いたが、その間に 定立人足・定助郷制度を復活し、宿駅制度の維持に努めた。こうし 戸開城により関東以西が支配下に入ると、慶応四年閏四月新官制確 このようにして、幕末より明治初年にかけて宿駅制度は行きづ 明治五年ついに廃止されることとなる。この明治初年から五年 東海道を手始めに各地に作られて継立 宿駅制度は廃止にいたった。 すなわち明治新政府は、 その手をもって宿・助 以後この方針に従い、 当面それを維持して 宿・助郷間の対立

がって、この時期での宿駅制度の諸問題は、すでに旧幕時代に端を幕時代以来のものが継承されていた時期とみることができる。した年の廃止までの間は、部分的改革が行われはしても、基本的には旧以上の経過によってわかるように、宿駅制度は、明治初年から五

る。

にそれを複雑化し、混乱させたということができる。の中で一層深刻化してきたものであって、新政府による改革がさら発したものが、積年にわたり集積され、維新期の社会的政治的混乱

のような問題が生じたのか、具体的に考察したい。宿駅制度の終末期であるこの時期に焦点をあて、宿駅制度の中でどこのような視点から、山本弘文教授等先学の業績を手がかりに、

間の紛争問題。第二期では、宿・助郷の組替えをめぐって起る宿 上で三期を特徴付ける具体的な問題について考察したい。すなわち、 について、 の中で、 旧助郷と新助郷との紛争問題。 第一期では、 そのためにまず、 各期の特質をあげ、 いち早く宿駅制度から解放されていく馬継立をめぐる問題 それぞれ稿をあらためて考察したいと考える。 右の三期のうち、 戊辰戦争による軍事輸送の増大を背景に起る宿 この時期を後に述べるように宿駅制度上三期に 宿駅制度の改廃の経過を概略し、 第三期では、定立人足・定助郷復活 第一期を中心にとりあげることとす 助助 その

・四 雄山閣》。 武知京三「明治前期輸送史の基礎的研究」(一九七八本史叢書」24) 武知京三「明治前期輸送史の基礎的研究」(一九七八本史叢書」24) 武知京三「明治前期輸送史」(一九七一・日本評交通史研究」所収)。 松好・安藤編「日本輸送史」(一九七一・日本評で通史研究」所収)。 松好・安藤編「日本輸送史」(一九七一・日本正世末(1)山本弘文「維新期の街道と輸送」(一九七二・二 法政大学出版局)。

新政府による宿駅制度の改廃

みると、次の三期に分けることができる。還以後、明治五年の宿駅制度廃止にいたる期間を段階的に整理して詳細に述べられている。その論文をもとに、慶応三年十月の大政奉新政府による宿駅制度の改廃については、山本弘文教授の著書に

- 経て、同年五月の宿・助郷の組替えまでの期間。
 ・ 慶応三年十月の大政奉還より、翌四年閏四月の駅逓司設置を
- 2 慶応四年五月の宿・助郷の組替えより、明治三年三月定立人経て、同年五月の宿・助郷の組替えまでの期間。

正・定助郷復活までの期間。

駅制度廃止までの期間。 明治三年三月の定立人足・定助郷復活より、同五年八月の宿

について、少しく詳細にみることとする。備が行われたことであった。こうした特色を持つと考えられる各期を図ったことであり、第三期は、助郷を縮少し、宿駅制度廃止の準を踏襲していることであり、第二期は助郷の拡大と宿の機能を強化これら三期を特色づけている点は、第一期は従来からの宿駅制度

ことが指示されたこととなった。 駅人馬についても含まれていたから、 は、 慶応三年十月二十日、 によって行われることが確認された。それは、 的には政権は幕府から朝廷に移ったが、当面実務は従来通りに幕府 務と同様に、従来の方針が踏襲され従来通り幕府がそれを管理する した。この徳川慶喜からの「政務八ヵ条」中には、 は、「是迄之通可」心得| 事」と指示し施政も幕府に委任することに決 八か条の何書とそれへの朝廷の指示とであった。 第一期は、大政奉還によってはじまった。 同年二十二日上京した諸候に諮問した結果、 、徳川慶喜から朝廷に提出された政務に関する 宿駅制度についても他の 大政奉還によって形 大政奉還後間もな 五街道・脇往還宿 規則のできるまで 何書に対して朝廷 諸 式

とするものであった。

たするものであった。

には、

では、

のであった。

のは、

のであった。

のは、

のでが、

のであった。

のは、

のでがであった。

のは、

のでがでがであった。

のが、

のががでがでがでがです。

のがでがでがです。

のがでがでがでがです。

のがでがでがでがでがです。

のがでがでがでがです。

のでがでがでがです。

のであった。

のであった。

のが、

のであった。

のは、

のでがでがでが、

のであった。

のは、

のでがでが、

のであった。

のであった。

のは、

のでがでがでが、

のであった。

のは、

のでがでがでが、

のであった。

のは、

のであったが

のがあったが

にはたそう

のでがでが

のであった。

のであった。

のであった。

のであった。

のであった。

のであった。

のであった。

のであった。

のは、

のであった。

のは、

のであった。

のであいたがはいいたがはいいたがはいいたがにはいいたがはいいたがにはいいにはいいたがにはいいたがにはいいたがにはいいたがにはいいたがにはいいたがにはいいたがにはいいたがにはいいたがにはいいではいいた

・助郷を疲弊させ、多くの紛争を生んでいたのに加え、一層事態をこのため、幕末以来、政治情勢の緊迫による公用継立の激増が、宿要な軍業輸送の大部分を宿・助郷に賦課し、その輸送需要を満した。かにされているが、それによると、戊辰戦争に参加した各藩は、必かの期の軍事輸送の実態については、山本弘文教授によって明ら

弊する宿・ 争遂行のために宿・助郷の協力を得なくてはならなかったから、 深刻化させることとなった。かかる状勢の中で、新政府は戊辰 助郷の負担を少しでも軽減し、 その宥和につとめた。 疲 戦

る。

そして、さらこ司司ニトLヨキ系・・・・・・・・・・を免じられていた宮・堂上家領村々にも、親征中の助郷を命じた(6)を免じられていた宮・堂上家領村々にも、親征中の助郷を命じた(6)を免じられている。『全 三月四日 在普第百三十九号をもって、従来助郷 候・小吏・陪臣等が街道通行にあたり「是迄幕吏等之如キ悪業」や 機能強化につとめた。 そして、さらに同月二十九日弁事より布告第二百号をもって、 不法の振舞をしないように厳しく達している。 た同年四月四日太政官布告第二百二十四号をもって宮・堂上方・諸 の家来と称し、無賃継立を強要する者に強い警告を出している。 理由に助郷を命じたのであった。こうして、助郷を拡大して宿駅の 三十九号での親征中とした期限を廃し、「海内一同」公平の負担を 慶応四年二月九日には、太政官布告第八十六号をもって宮・堂上 他方、宿・助郷の負

の積極的維持をはかったのであった。 争遂行に必要な軍業輸送を確保するため、 このように、第一期では従来の宿駅制度を踏襲した上で、 助郷を拡大し、 宿駅制度 戊辰戦

正を行い、これにともなう駅逓司設置によって始まった。 東から東北に移ったことに対応して、 から東北に移ったことに対応して、翌閏四月二十一日太政官制改第二期は、慶応四年四月十一日江戸開城以後、戊辰戦争の中心が関

三百七十八号であった。 もので、この時期中最も重要なものは、 されていくこととなる。これら布告・通達の中で、 定賃銭の改定・人馬遣高の制限等宿・助郷の保護政策も次々に展開 強化をはかる政策が打出されることとなる。それと平行して、 助郷」から「宿・助郷組替」へと、宿・助郷を一体化して一層機能 駅逓司は、宿駅制度維持の方針をさらに進めるため、「海内 同年五月八日駅逓司布告第 最初に出された 人馬 一同

ものであった。その要点の第一は、 この布告は、近年物価騰貴と往来繁多のため宿・助郷共次第に困 離散の体であるから放置できないという趣旨から発せられた 宿・助郷の負担平等をはかるた

> 取等は禁ずるというものであった。 円滑な運営をはかるため、 め、各駅に東海道七万石、 雇賃銭・宿料等も時相場に応じて減額し、賃銭の過分の取方、見掛 銭米代の休泊が禁止され、人馬遣高制限も行われたので、 足し銭は石高に応じて出させることとする。第三は、無賃人馬・木 をもって助郷を割り付け、 第二は、 長年にわたる宿・助郷の利害対立による出費を節約し、 宿・助郷を一体とし、人馬は人別に応じ 中山道三万五千石、その他一万石の石高 高の四分勤で一か年間、 一円助郷を命じ 宿駅側も

遺高制限等の保護が一段と加えられたとみることができる。(タ) 決をはかり、他方では宿・助郷保護のため定賃銭・人馬遣高の改訂 しして「不勤ノ村方」を督励し、 のため、第二期を通して、政府は一方では宿・助郷の組替えを手直 加と拡張であるため、容易に実効を上げることはできなかった。 をはかろうとしたものであった。そして、この見返りとして、 に、宿・助郷に共同責任を負わせることにより、宿駅の円滑な運営 いて平等に負担することとして、負担能力を大幅に拡大すると同時 と「宿・助郷一体」により、助郷間の定助郷・大助郷等の区別を除 第二期の中心であるこの布告は、その本意が宿・助郷の負担の この三点からもわかるように、この布告の骨子は、 不勤をめぐる宿・助郷間の紛争解 円助 人馬 2

は、 後遣症として残されることとなった。 担をめぐる大規模な係争のみが、 このような、駅逓司によるこの期の「鞭と飴」ともいうべき政策 結局失敗に終る。そして、宿・旧助郷と新助郷間の宿駅経費分 明治政府の行政・司法上に大きな

の布告を次々と発しなくてはならなかった。

て駅逓法改正を布告したのにはじまる。その改正の理由は、一昨慶第三期は、明治三年三月九日太政官布告第百八十五号をもっ を行うというものであった。すなわち、 てきたため「差向駅郷救助之タメ当分別紙之通駅法相定人足遣制限 革とはなり得なかったので、次第に宿・助郷の負担の苦しみが増し 応四年五月の改正が、戊辰戦争の最中であったため、 前改正の失敗を認めた上で ほんとうの

り各駅定立人足百人、駅場近傍の対々に定助郷を命じることを根幹 せられたが、これにより改正の内容を知ることができる。これにこの太政官布告をうけて、民部省から同時に「駅逓改正表」が のであった。 制度廃止の前提となる「相対継立会社」設立の前駆的意義を持つも 立に変えることが可能になった。したがって、この措置は次の宿駅 たから、公用継立も定賃銭による人馬継立から相対賃銭による馬継 として公用継立は宿の都合により人足から馬に振替えることを認め た馬については、 て、このうち二倍の増し分は駅定立人足の助成にあてるとした。ま としていた。 れば、三月末日を限り宿・助郷組替えの制度を廃止し、四月一日よ 「当分」と期間を一応限定しての再改正であったことがわかる。 そして、 定立馬はなく賃銭も定賃銭を廃し、「相対賃銭 人足賃銭は従来の元賃銭の十倍を十二倍とし 。これによ 達

脚給米に代え、定立人足設置の代償として各駅諸入費の助成を年三 織を構築しょうとしたとみることができる。 常駐させ、 十五石支給することとした。また、 これらの措置は、 たものであった。こうした措置を通して、 運営を円滑にすることにより、 駅逓改正表では、 宿と地方官員に負わせながら、 宿・ 助郷の管理監督にあたらせる等の措置がとられた。 いずれも輸送業務の専問職を重視し、 この他に宿・助郷組替えの中で廃止した問屋飛 輸送能率をたかめることをねらっ 各駅の取締りには地方の官員を 駅逓司がこれを把握する行政組 宿駅の管理・ 宿駅の管理 監督の責任

果は、 能の向上をはかったが、しかし、いかに行政上の努力をしても、 駅制度自体宿・助郷の賦役負担に依存する限り、 以上のような措置によって宿駅制度上の障害を緩和し、 、容易にはたされるものではなかった。 期待するような成 宿駅 の機 宿

そのため民部・大蔵両省の合議をもって、 継立会社」設立の方針が決定した。 務を能率化するため、その民間への委託・特許を考えることとなる。 ここに至って新政府は、 宿・助郷の賦役負担に依存せず、 三年五月 「宿駅人馬相対 継立業

> が設立され、 ず駅逓司により東海道各駅に陸運会社設立が勧奨されることとなっ 運輸は新しい局面を迎えることとなった。 って伝馬所・助郷の廃止をみた。これにより、 止された。 た。こうして、 以来幾多の変遷を経て維持されてきた宿駅制度は終りを告げ、 った。こうして、江戸時代初期、 切は、その各駅陸運会社に委嘱され、公私用ともに相対継立とな この構想は、 また、東海道以外の街道ではやや遅れ同年八月末日をも 同五年一月十日をもって、 翌四年五月には「陸運会社規則案」へと発展し、 四年末から五年初頭にかけ、 幕藩体制確立過程の中で成立し、 各駅伝馬所・助郷ともに廃 東海道各駅に陸運会社 各駅での継立業務 ま

1 2 山本弘文「維新期の街道と輸送」(一九七二・二 法政大学出版局 「続徳川実紀」(「改訂増補国史大系」五二巻 二八七頁) 慶応四年

註

一〇月一九日~二六日の条参照。 一〇月二八日の条。「復古記」第一冊(一五頁~六九頁)慶応四

3 山本弘文「戊辰期における軍事輸送」 · 一二吉川弘文館所収)。 (「日本近世交通史研究」 一九七

4 第八十六 号「言路壅閉ノ弊習ヲ去リ及ヒ諸道宿駅無鑑札無賃銭人馬伝 逓ヲ禁ス」(「法令全書」明治元年)。

5 第百三十九号「御親征中宮堂上領知村々ヲシテ沿道宿駅ノ助郷ヲ勤 第二百十四号「宮堂上諸候以下ノ従僕等諸道通行ノ節威権ヲ振ヒ ヲ貪ル等ノ宿弊ヲ厳督ス」(右同)。 財賂

6 シム」(右同)。

7 第二百号「海内一同助郷ヲ勤メシム」(右同)

8 第三百七十八号「助郷改正并無賃人馬木銭米代ノ休泊ヲ禁ス」

第四百二十五号「宮堂上諸官員其外宿駅通行并人馬賃銭割増ヲ定ム」

9

第四百三十七号「助郷改正ノ際官名ヲ偽リ廻村スル者ヲ点検セシム」 第四百三十六号 「助郷組立ニ付宿駅附属村々ヲシテ印章ヲ請ケシム」

ス」(右同)。 第四百四十三号「宿駅通行及人馬雇賃銭宿料ヲ定メ荷物貫目等ヲ改定 (右同)。

第百八十五号 「駅逓規則ヲ定ム」(「法命全書」明治三年

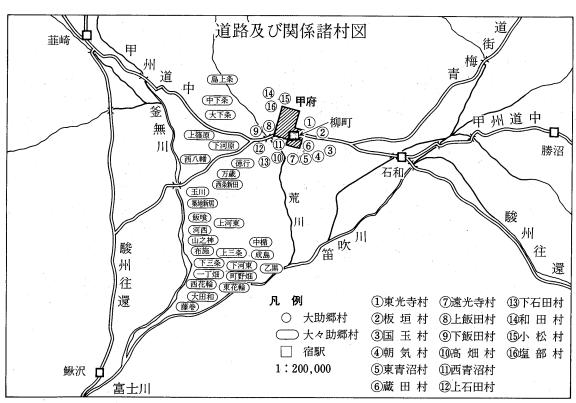
 $\widehat{11}\widehat{10}$ 二月 「右同」これには「人足遣制限表」(二月 駅逓司)が、附属している。 民部省)、「諸道貫目改所定則」 二月 太政官)、 駅逓司)、 「駅逓改正表 郵伝規則

| 甲州道中甲府柳町大助郷一件

1 宿・助郷間の負担格差

宿 あった。 制 つ とする宿駅制度上の矛盾と、それによる対立が一段と激化されてい 五月宿・助郷の組替えの行われるまでの間は、 度が、 た。 ・助郷に過大な賦役負担を課すこととなり、 前章ですでに述べたように、 U 助郷の範囲を広げはしたがほぼそのまま踏襲された時期で かし、 戊辰戦争遂行のための新政府による軍事輸送は、 慶応三年十月大政奉還以後、 宿・助郷間をはじめ 旧幕時代以来の宿駅 翌四

5 い」と結論づけられている。 その数はかなりにのぼったと推定して、 るかったように思われるとして、継立人馬数は明らかにできないが 立賃銭については、これを休泊賃銭に比較して、はるかに条件が悪 銭によって宿駅はある程度潤っていたと推定されている。他方、継 うようなものではなかったとみなければないのである」と、 検討されている。 に 頃までについて、 論文中で、 大阪経済大学日本経済史研究所刊) て論じられている。 軍事輸送と助郷再編成 この戊辰戦争期の軍事輸送については、 この休泊賃銭が宿駅にとって採算の合うものであったか否かを 同宿に支払われた休泊賃銭を計算し、 休泊賃銭で潤った宿駅よりも、 れた助郷に、 黒羽兵治郎教授の整理・ それは「宿駅にとって、 同宿に休泊した中山道経由の東山道先鋒軍を対象 「より大きな負担を課したと考えてさしつかえな 同論文では、 宿駅制終末期の一研究 慶応四年二月から明治二年五月 低賃銭による継立人馬徴発を強 編集された『東海道草津宿史料 の分析をもとにその実態につ 戊辰戦争の軍事輸送の重庄 少なくとも採算割れとい 当時の物価と比較しなが 山 本弘文教授が 一」と題する 「戊辰 休泊賃



とができる。とができる。

することにしたい。 道中甲府柳町での宿・定助郷対大助郷間の紛争を例に具体的に考察のようにして進み、両者間に紛争が起っていったかについて、甲州のようにして進み、両者間に紛争が起っていったかについて、甲州それならば、戊辰戦争による宿・助郷間の矛盾と格差の拡大がど

2 幕末維新の政情と柳町駅

について「山梨県史」等を参考に概要を述べることとする。 まず、この時期における甲府を中心とした甲州の政情と柳町宿と

それは、慶応四年正月十日「農商へ」と題したもので、次のようなめていく。その過程で幕領(天領)を朝廷御料とする旨宣言した。号令を発し、諸大名の去就を決しさせ、武力制圧の体制を次第に固新政府は、戊辰戦争がはじまると幕府・徳川慶喜に対する征討の

内容であった。(4)

領ニ相成候間、左様相心得へク候。(後略)」断之儀ニ候。此度往古ノ如ク、総テー天朝ノ御科ニ復シ、真ノー天「(前略) 是迄徳川支配イタシ候地所ヲ、天領ト称シ居候ハ言語同

し、次第に江戸制圧への体制を固めていった。都を進発させる一方、二月二十日には東海道先鋒総督は名古屋を発次第に軍事力を強化し、二月九日には東征大総督府軍を編成し、京んであった。しかし、その後、東征軍は一月二十八日桑名城を収め、これは宣言のみであって、実際的支配を意味しないことはもちろ

して帰甲した。
して帰甲した。
に、東海道先鋒総督は桑名滞陣中、諸藩主及び幕領代で、甲府城代代行中の佐藤駿河守・甲府町奉行若菜三男三郎・甲は、二月十七日東海道先鋒総督柳原前光の桑名陣中からの召請をうは、二月十七日東海道先鋒総督柳原前光の桑名陣中からの召請をうは、二月十七日東海道先鋒総督柳原前光の桑名陣中からの召請をうは、三月十七日東海道先鋒総督は桑名滞陣中、諸藩主及び幕領代こうした中で、東海道先鋒総督は桑名滞陣中、諸藩主及び幕領代

謀板垣退助の甲府到着以後である。甲府入りした中山道先鋒監軍西尾遠江之助、翌五日の東山道総督参及ぶのは、三月四日因・土両藩兵を率い、松代・高島藩兵とともに甲府が新政府の支配下に入り、その支配権が次第に甲斐国全域に

手に移った。朝廷御料が宣言された約二か月後であった。れ、甲斐国での東征軍への反抗は鎮まり、甲斐国の支配は新政府のを甲府に向う近藤勇の率いる新選組・会津藩士等も柏尾の戦いに敗番士の多くは甲府城下を退去し、翌六日甲府鎮撫と称して甲州道中正の四日夜から五日朝にかけ、佐藤駿河守をはじめとする甲府勤

代理となり、二十三日は柳原の入甲となる。しかし柳原は二十六日謀海江田武次が甲府に入り、東海道副総督柳原前光の命により国事反映してめまぐるしく変遷する。三月十二日には、東海道総督府参この三月四日を境に以後甲斐の支配体制は、中央政情の不安定を

府県が山梨県と改められることとなる。 には江戸に向け出発し、五月六日甲斐国鎮撫総務決裁として再び入には江戸に向け出発し、五月六日甲斐国鎮撫府がおかれ、柳原が鎮撫使にな甲する。その後、六月一日甲府鎮撫府がおかれ、柳原が鎮撫使にな甲する。その後、六月一日甲府鎮撫府がおかれ、柳原が鎮撫使にな甲する。その後、六月一日甲府鎮撫府がおかれ、柳原が鎮撫使にな田は江戸に向け出発し、五月六日甲斐国鎮撫総務決裁として再び入

県事成沢勘左衛門(松代藩士)が任命された。この知県事は、 東海道副総督柳原前光により任命された。これに続いて同年八月二 奉行を兼帯し、石和代官柴田桂一郎・市川代官増田安兵衛も新政府 ることとなった。先の甲府町差配(局)は、十月より甲府鎮撫府に より鎮将府支配となって、民政諸事件は鎮将府会計局の指示をうけ 赤松孫太郎(浜松藩士)・石和知県事石田守人(小島藩士)・市川知 甲府町奉行が廃され、町差配名倉予何人、属に中村柳三郎他八名が の下でそのまま支配を委任されていた。その後、同年五月二十二日 五日の東山道先鋒軍の甲府入り以降、甲府代官中山誠一郎が甲府町 構や甲斐国内部の他の支配機構も変遷をくりかえす。 合併され、 令が出され、幕臣であった中山・柴田・増田にかえて、甲府知県事 以上のようなめまぐるしく変る支配組織に対応して、その下部機 府県藩三治の方針により天料を知県事支配に改める鎮台府の命 市政局と称し訴訟等のことはここで取扱った。 慶応四年三月 九月

残り、二年八月まで続いた。 残り、二年八月まで続いた。 ととなった。しかし、甲府町方の支配にあたった市政局はそのままられ、知県事は郡政局管長として甲斐府の権判府事補を兼任するこられ、知県事は郡政局として甲斐府内に位置付けなった。それによって、知県事の支配していた旧代官支配地は甲斐支配は、十一月五日の甲斐府設置によりその下に統合されることと支配は、十一月五日の甲斐府設置によりその下に統合されることと

もちろんであったが、同時に甲府の一町として、直接政治支配をう甲州道中の宿駅としての柳町は、道中奉行の支配をうけたことは

城代の最終決定を仰いだことはいうまでもない。
も、最終的には勤番頭の決を仰ぎ、城代がおかれるようになると、も、最終的には勤番頭の甲府町方支配兼務が解かれ、甲府町奉行(一八六四)三月勤番頭の甲府町方支配兼務が解かれ、甲府町奉行による甲府勤番設置後は、勤番頭の支配下におかれたが、元治元年による甲府勤番設置後は、勤番頭の支配下におかれたが、元治元年けていた。すなわち、享保九年(一七二四)柳沢家の大和郡山移封

であった。

小道中宿村大概帳」等を参考に、維新期の様子を述べると次のよう川道中宿村大概帳」等を参考に、維新期の様子を述べると次のよう高其外取調帳。を中心に、「甲斐国志」巻一提要部 柳町駅、「甲た。この柳町駅の概略について、明治四年同駅より提出された「駅たが、直接支配は甲府町奉行より甲府町差配(局)・市政局へと変っるが、直接支配は甲府町奉行より甲府町差配(局)・市政局へと変っるが、直接支配は甲府町奉行より甲府町差配(局)・市政局へと変っるが、直接支配は甲府町奉行より甲府町差配(局)・市政局へと変ってあった。

二万石をもって柳町からの触当に応じてそれぞれ課役を勤めた。 た。また休泊施設としては、 柳町に附属し、 で、甲州諸村の多くが東海道各駅に附属を命じられたが、そのまま て来た。そして、特に大助郷村は慶応四年の宿・助郷の組替えの中 を除いた約九千五百余石をもって、 この他大助郷十六か村は、 うであった。すなわち、定助郷九か町は人足役二百三十人、馬役百 明治三年廃止)を負担していたが、これを補助する助郷は表Iのよ った。公用継立のための宿立人足役二十五人と馬役二十五疋 八軒が明治四年当時あった。 十五疋を負担し、大助郷町三十九か町は人足役五百三人を負担した。 面韮崎宿まで三里二十丁余、 口五百六十五人。継立は、東京方面石和宿まで一里十九丁、西京方 これらの助郷町村は、江戸時代以来柳町に附属し助郷役を負担し 宿高はなく、明治四年当時南北四丁四十七間、家数八十五軒、 明治五年の宿駅制度廃止の時期と迎えることとなっ 石高約一万八百余石中役引約千二百余石 駿州方面鰍沢まで四里二十丁の間であ 本陣・脇本陣各一軒づつの他 大々助郷二十九か村は、 、旅籠十 石高約

定助郷町対大助郷町村の紛争が生じることとなる。 以上のような状況の中で、柳町駅での継立業務をめぐって、宿

3 大助郷一件

の主要部分をみると次のように述べている。
府役所(代官所)に求めたことに端を発した。この願書(史料2)三十二か町の申入れをうけ、大助郷十六か村が、同趣旨の許可を甲め、惣代二・三人を詰合せ、止障なく継立を行いたいとする大助郷め、惣代二・三人を詰合せ、止障なく継立を行いたいとする大助郷の主要部分をみると次のように述べている。

を以、 之姿ニ而此上立合不仕候而ハ、 て諭方骨折罷在、就而ハ大助三拾弐ヶ町役人義、人足遣払見届と 付、人足共何分疑惑相掛居、兎角触当有之節彼是申成、私共ニおゐ 候もの共之内、 筋出来候而ハ何共奉恐入候間(下略)」 して両人宛問屋場詰合帳面見届、 (前略) 大助町三拾弐ヶ町役人共ニおゐて何分安心難相成、且ハ人足相勤 私共村々江示談有之、 諸人馬遣払宿方幷定助町役人取計而己ニ付、 賃銭受取又ハ今以不相渡義も有之、不平之仕義ニ 村々ニおゐても猶更之義ニ付、 人足共弥以疑惑相掛、 無御差支御荷物御継立仕度旨 萬一御差支 私共村々外 是迄

状況調査要求として、 層による村役人層への突上げが、惣代をたてての問屋場の人足遣払 説得に苦労していることに直接的な原因があった。このような小前 触当があってもこれを理由に助郷不勤の言動があり、村役人がその いう不満が紛争の根源となった。それに加え助郷人足賃支払いに 町役人の取計いに疑念を持ち、 て、 このように、大助郷町村共々「人馬遣払」について、 時により、 相手により差異があるため、小前層が不平を持ち、 出願されることになったことがわかる。 触当通りに助郷役を勤めたくない 宿と定助 つ ع 郷

『〈介各〉とと可兼色連k一戻っ誰十、三キーキ羽切ってきた、『た不正の事実を踏えて強固な共闘関係維持を取極めている。た不正の事実を踏えて強固な共闘関係維持を取極めている。それによると、後述するように、問屋場詰合で発見しの上で、四月大助郷三十九か町との間で対談書(史料6)をとりか

(下略)」 (下略)」 (下略)」 (下略)」 (下略)」 (下略)」 (下略)」 (「前略)此上何様差縺永引候も難計、乍併一件御調中ニ候共、寛((前略)此上何様差縺永引候も難計、乍併一件御調中ニ候共、寛

て事態はさらに複雑化することとなった。 で事態はさらに複雑化することとなった。 で事態はさらに複雑化することとなった。この立会が(史料 6)、 先のように甲府役所への出願の結果、慶応四年四月が(史料 6)、 先のように甲府役所への出願の結果、慶応四年四月が(史料 6)、 先のように甲府役所への出願の結果、慶応四年四月が(史料 6)、 先のように甲府役所への出願の結果、慶応四年四月によって、今迄の大助郷へ馬触当が信用できないとするこの争いて事態はさらに複雑化することとなった。

と掛合および候処、問屋役人共申聞候ニハ、定助七ヶ町ニ而七拾趣、同町之内役人共ゟ為知も有之候間、猶更幸之義と存、夫是篤越、掛合可申と存候折柄、大助三拾弐ヶ町江人足三拾人触当有之且ハ人馬触取計振割出方等承知致度、昨四日私共一同右役場江罷立会中ニ限リ更ニ触当無之、就而ハ是迄差出候人馬之分為突合、「(前略)当月朔日ゟ一昨三日迄国玉村・西青沼村ニ而立会候処、

生が予測される訴訟費用の割合出銀を決め、

結束を誓いあった。そ

今後派

に十六か村で相互に惣代の問屋場詰合の諸費用はもちろん、

を前提としたものであった。

このことは、

いうまでもなく、

それは、

対談書(史料3)に見るよう

大助郷村々十六か村の結束

、要請に端を発し、

これと同時に、

もう一つ重要な点は、

この出願は、

大助郷町

から

大助郷村々との間に共闘態勢が作られたことで

その根據は、寛政元年道中奉行根岸肥前守の裁許であった。 史料によるとこの触当は宿側による「勝手触」であるとしている。書(史料4)を提出している。いまここには原文を省略したが、同とその間の事情について四月五日、惣代七名から甲府役所宛に届取計触ニ而ハ(人馬)差出候義難相成旨役場江断、一同帰村(下略)右等之人之人足遣払候上ハ、其余之分大助江触当候旨申之(中略)右等之

新規之義故、願之趣無御取上」として下された裁許であった。

「職されていることを理由に「平日之継立、大助郷江も触当度由いた町拾六ヶ村も定助同様相勤候様仕度」と出願したのに対し、享保年格別通行相増、多分之人馬差出、及困窮候間、大助郷在町三拾弐年格別通行相増、多分之人馬差出、及困窮候間、大助郷在町三拾弐年別通行相増、多分之人馬差出、及困窮候間、大助郷在町三拾弐年の裁許とはどのようなものか寛政元年閏六月十九日付請書(史

実証されたのであった。宿方并定助町役人取計」に対する疑惑が、単なる疑惑でないことが泥把握によって、従来より大助郷町村のいだいていた「諸人馬遣払い担握によって、従来より大助郷町村のいだいと大助郷町への触当状この四年四月四日の問屋場での人馬遣払いと大助郷町への触当状

見届」け、助郷人馬を勤めたい。ついては、役所から宿側に、問屋場関而ハ奉恐入候義ニ付」「是迄私共村々ゟ差出候人馬遣払方、諸帳面たが「時節柄何時人馬多分御入用御座候も難計、其節御差支有之候府代官所)に問屋の不正について不満のため大助郷の人馬差出さな次々と有効な手を打っている。すなわち、その翌五日甲府役所(甲こうした問屋側の態度に対し、大助郷町村側は、素早く反応し、こうした問屋側の態度に対し、大助郷町村側は、素早く反応し、

んでいる。 ・でいる。 ・でいる。(史料5)。 実質的に大助郷町との共闘へと持込 共村々差加リ、御吟味奉請度」と、甲府役所に甲府町奉行所への訴 手取り訴え出たのに追従して「不正出入御吟味奉願上候一件江私 約を結び(史料6)、大助郷町が、この件で甲府奉行に宿・定助町を相 願い出ている(史料5)。 そして、先述したように大助郷町村間で誓 係諸帳面の大助郷側からの調査を認めるように説得して欲しいと、

は、事件解決の極め手として重要な意味をもつものであった。た。この諸帳面見届けを願うという方法は、大助郷町村側にとって立候様仕度」と、甲府役所に対すると同様の内容をもつものであっ立候様仕度」と、甲府役所に対すると同様の内容をもつものであった。この甲府町奉行所への訴願は、吟味をうけるについては「当正月已この甲府町奉行所への訴願は、吟味をうけるについては「当正月已

役所に真接訴えている。 沙汰して欲しいと、 向差支、 馬遣払については、 甲府町方差配役所に提出された。この再願に対して、差配役所は人 見届已前ニ候得ハ、村々夫銭江組込不相成、 不平之渡方ニ有之前書諸帳面(人馬遣払帳・賃銭請払帳等)未タ 命じた (史料9)。 た。このため、八月に吟味促進の願書(史料8)が甲府役所を経て 止され、甲府町差配がおかれることになって吟味は中断してしまっ 延猶予願」が提出され、その日延中の五月二十二日甲府町奉行は廃 しかし、この訴願が出され吟味が開始されると、宿側からは 何共心痛」 十月十七日付をもって、 しかし、 役所で厳重取調べるから、 (史料9)しているので、 「当春中相勤候人馬賃銭、 吟味の促進を町方差配 追々夫銭割合時節ニ差 惣代は帰村するよう 早々に帳面見届けを 問屋方ニ而

わらず、 使柳原前光が上京するため、 十一日には滋野井知府事が着任し、 まないままに、十一月五日甲府鎮撫府が廃止され甲斐府が置かれ、 人足が触当られた。 しかし、 その問題は未解決のまま、 この再願も「宿詰可罷 このように、 大助郷町村はもとより大々助郷村々も 人馬触当の問題で係争中にもかか 有」(史料10)とのみで吟味が 十三日には、 課役のみ強いられることにたま 解任された前鎮撫 進

|再々出願がなされている(史料10 ŋ かね、 大助郷村からは翌十四日さらに吟味促進のため甲府役所に

切と承知仕居候得共、 角疑惑受当惑 この文面からわかるように、 何共嘆ケ敷候 他方吟味が進まないため苦しい立場に立たせられた惣代の心情 取調無之候而ハ、惣代之者共相手方江馴合引摧居候杯疑惑受、)私共ニおゐて村々惣代として罷出居、 (中略) (下略)」 小前共ニおゐてハ承伏不仕 此上不時御用人足御触当有之候共、 小前層の下からの激しい突上げにあ 御調筋無之候間、 (中略) 右一件 御用大 兎

吐露されている。

乱であった。甲斐国は一国天領とも言える地域であり、 間もない慶応三年十月、 ていなかったことによるものであった。 治的混乱の他にも原因があったといえる。それは、中央政府自体、 政務総裁 甲府町奉行-えられるが、 掛合越被成下置候様」 三月ほぼ同様な内容をもって「何卒出格之以御仁恤、 へと変り、 た。この紛争の当初から一か年間に、 の江戸進撃の目標となり、 直接的影響下にあった。これがこの紛争にも大きな影をおとしてい 駅制度の将来について、 西側に位置する枢要な地であっただけに、先にみたように東征軍 これほどまでに取調べが遅滞した原因は、 このように、 その上部の支配者は、 その最大のものは、 -鎮撫使 再三にわたる出願にも吟味は進まず、 甲府町方差配役所 (史料11)と、 宿・助郷の組替えへと着手はしたものの、 宿駅制度は「是迄通り」と幕府より触れ 府知事とめまぐるしく変った。こうした政 この時期明確な見通しと方針をまだも 藩領とはちがって新政府の政治的動きの 先述したような維新期の政治的混 (城代) 甲府役所に出願している。 -甲府町差配局 この取調べにあたった係も、 先述のように、 様々あっただろうと者 総督府参謀 市政御局江御 さらに翌二年 しかも江戸 大政奉還後 甲府市政局 鎮撫

> ても、 論を出すことができなかったとみることができる。 ができない状況であった。したがって、この柳町大助郷一 いて一層明確な姿勢を打ち出さなくては、 一応地方での政治的混乱が収まり、 中央政府が宿駅制度につ 市政局としても容易に結

無滞相勤可申者也」と命じ、(ユヒ) はかるため、再度「改正仕方書」を発し、宿駅の附属村々は「御用げ人馬遣高の改訂が行われ、前年五月の宿・助郷の組替えの徹底を 方は、三月二十日までに上申するように指示する等積極的に宿駅制(3) 度実施の姿勢を打出していた。 うとしていた。また、宿駅制度では御東幸のための人馬賃銭の引上 針が指示されて政治的安定を得て、 書」を発し、府・藩・県による地方政治は、同年十月行政官布告に る積極姿勢が打出された時期であった。すなわち前年閏四月 明治二年三月は、地方政治が安定を得て、 五日には「府県施政順序」を定めて、 より「藩治職制」を発し諸藩政の中央集権的統一を図り、二年二月 このように取調べの遅れた原因みると、 助郷が命じられても二重役等になる村 六月には版籍奉還が実施 府県事務の概目と府県施政方 この再々出願の 中央での宿駅制度に関す 行 され わ n

関係者双方を呼出し、 えはじめた(史料12)。 によって功を奏した。 願書は、以上のような情勢の変化を背景に、二年三月晦日市政局が の上諸帳面の突合せを行う話し合いがついて、 大助郷十六か村から再三・再四にわたって出された取調 その結果、 問屋側に諸帳面突合せを行うよう命じたこと 三月四日市政局内で、 紛争解決の曙光が見 双方立会い 促

あり、 時によって様々に差異があった。例えば、 差異なく下げ渡されているものであるにもかかわらず、 らかであった。しかも、 触当方法が寛政元年の道中奉行の裁許に反するものであることは明 日 しかし、この諸帳面突合せを行うまでもなく、 紛争の発端となった大助郷町への人足触当の際明白のように、 支払われたにしても、 賃銭については、 人足一人につき石和駅への継立では百 まったくの無賃の場合が 継宿までの里数をもって すでに昨年四月四 人により、

その布告の不徹底に苦慮する有様であったから、各地に生じた宿駅

度に関する具体的な問題について、

地方官が容易に処理すること

せて以来、同四年五月、

研究紀要 第24集

表 』 柳町宿助郷一覧

	町	名	٨	足役	馬	役		町	名	人足役	町 名	人足役	町	名	人足衫	判	名	人足	.役
宿	柳	町	. 2	25 人	25	疋	大助郷町	金ノ	手町	21 人	愛宕町	22 人	八幡	町	4 人	新	手沼町	20	人
定助郷	八	日町	4	49	24	.5	39ゕ町	上一	条町	47	元紺屋町	. 4	袋	町	10	元	柳町	24	人
1 1		田町	:	38	19		503.5人	下	"	32	元城屋町	20	白木	町	9	新組	甘屋町	ſ 	-
230人	Ξ	日町	:	34	17		(7か町)	和田	平町	31	広庭町	7	広	町	19	細	工町	ſ —	-
	魚	町	3	31	15	.5	【役 引力	城	塁 町	14	横田町	4	堅	町	. 2	大	工町	ſ	-
		山町	3	18	. 9				条町	35	元 緑 町	2	元連行		1	畳	囲	·	
		連雀町	1	17		.5		緑	町	46	元穴山町	8	元三日		15	I	町		-
1 1	下	"		9	4	.5			羽町	23	久保町	13	上横沟		7	鍛	治町	î —	
1 1		丘習町	1	14	7				沼町	32	手 子 町	2	下.	"	6	桶	屋町	i	-
	横	"	2	20	10			境	町	6.5	御崎町	2 .	相川	町	15				
	1	寸 名	3	石	高							村	名	石	高	村	名	石	高
大助郷村	. []	東光寺村	寸	445.	570		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				大々助郷木	寸 湯	村	20	9 ^石 946	上三纟	於村	536 . 7	60
16ゕ村	· 1	反垣木	4	1305.	734						29ゕオ	1 大下	条 村	78	9.025	下,		520.2	
10836石余	₹ [国玉木	扌	870.	731						20106石須	中	"	123	6.904	布 施	村	864.1	.06
[1278石]) 4	朗気木	1	464.	249		T				2.4	島上	条 村	106	5.220	東花輔	論村	905.2	:40
役 引	' ፣	東青沼林	4	309.	110	(7	8.000役引)					西八	幡村	56	8.107	西	·	833.8	64
	- 1 "	钹 田 木		145.	850		75					篠川	亰 村	103	2.875	大和E	□村┃	297.1	.82
	- 1	恵光寺 オ		1414.	335	(1	200.000役引	1)					才 村	17	4.877	壱町炊	₩村│	609.1	.93
	- 1	上飯田村	1	1210.								徳	行 村	51	3.660	藤 巻	村	506.8	25
		下 〃		541.									川 村	22	3.340	上河東	村	833.5	56
	1.	高畑木		410.								飯	食 村	30	5.000	下河東	村	1844.5	43
	- 1	西青沼林		497.						1.		1	析居村	ŀ	3.005	乙黒		1203.0	01
		上石田村	4	867.								- 1	条 村	1	9.756	町野田		375.8	82
	- 1	下 🥠	.	426.								1	析田村		5.689	成 島		1433.7	00
	- 1 '	和田木		751.									西 村		9.245	中楯	村	610.6	35
	- 1	小松木	- 1	169.								山山ノ	神村	59	5.300		- 1		
] ‡	盖部 木	寸.	1004.	97.7														

表 II 大助鄉村賃銭精算表

	>/ 1 //w/1/35/w/1/4/2/												
		月		継	立 先	継式	区分	継立数	単 価	賃 銭	宿助成金	既渡賃銭	未渡賃銭
									貫 文	貫文	貫文	貫 文	貫文
	1	月 .	中	石	和	本	馬	41疋	568	23.404	4.678		18.722
1	2	月	中	韮	崎	人	足	485人	692	337.476	67.492	242.500	27.480
		"			"	本	馬	35疋	1.380	48.804	9.692	17.500	21.208
1		"		鰍	沢	人	足	18人	887	16.030	3.206	10.800	2.024
1		"		石	和		"	234人	278	65.812	13.160	46.800	5.848
1		"			"	本	馬	31疋	568	17.641	6.511	6.200	4.930
1	3	月	中	韮	崎	人	足	371人	692	258.151	51.630	185.500	21.022
1		"			"	本	馬	153疋	1.380	211.648	42,329	76.500	92.819
1		"		鰍	沢	人	足	92人	887	81.936	16.384	55.200	10.348
1		"			"	本	馬	30疋	1.778	53.436	10.715	18.000	24.721
		"		石	和	人	足	304人	278	85.500	17.100	60.800	7.600
ı		"			"	本	馬	115疋	568	85.466	17.090	30.000	38,372
	4	月	中	韮	崎		"	45疋	1.380	62.248	9.960	22.500	29.784
		"		石	和		"	20疋	568	15.412	3.079	5.400	6.926
L	3月5	日~	9日		"	人	足	306人	50.7	16.118			16.118
		計						1810人 470疋		1379.082	273.026	777.700	327.945

註 1.「覚」(史料16)の記載数により記入し、差異はそのままにした。

^{2. □} 内は「覚」記載の未渡賃銭合計である。

決方法を示している。

がつく。 よって解決をはかろうとする機運が高まって来たことは容易に想像 に種々差異があった(史料15)。 二貫文あるいは二貫百文という差異があり、 料13)は、 べた結果についての黒白は明白であった。このため、双方に示談に あったにしても、 れている以上、 文または二百文、馬一疋につき三百文、馬を買入れて請負う者には 四月二十日付の大助郷村惣代と宿役人連名による願書 その間の状況を反映したものであった。 諸帳面を突合せて、数的なつめを行うことは必要で 事実確認のためにはそれは必要なく、 したがって、こうした事実が確認さ 韮崎駅への継立も同 紛争を取調 (史 様

提出した。その際、 示談したいからと、 対し宿役人からの示談の交渉が行われ、 こうして、大助郷村惣代による諸帳面突合せの進む中で、 「(前略) 今以取調中之義ニ而延日相成、奉恐入候間、 以御慈悲、 来廿九日迄御日延御猶予被成下置度(下略 宿側は紛争原因について次のように弁解し、 市政局にその許可を求めて伺書(史料14)を 大助郷側もこれを受入れ、 何 卒格 惣代に 別之 解

候様再三掛合有之(下略)」(史料1) 「(前略) 駅役人共合寛政度御規則ニ相振遣払いたし候義ハ、宿役(触) 義も急速取調、已来ハ規則相立候様可取計旨を以、 人共不手馴義ニ而取計候段不念之趣、依而ハ人足賃銭渡方不平之 示談いたし呉

いて取極めを行って、定助町へ通達して、済口証文を作製すること 触当についても、 として約三百二十八貫文が支払われ(史料16)、それと同時に、人馬 生じないように、宿と大助郷間に規則をたてるという内容であった。 銭の渡し方の不公平は、取調べて善処する。今後はこうした問題が れのための過ちで意識的にやったことでないから許して欲しい。 人馬賃銭について精算し この三条件を大助郷村側は了解し、 これによると、 寛政元年の裁許状に反した触当は、 市政局の斡旋によって双方で内談し、定人馬につ 表Ⅱでみるように慶応四年正月より四月までの 宿側より大助郷村側に未渡分人馬賃銭 市政局の許しを得て示談が成 宿役人の 不馴 賃

江

と願い出ている。(史料17・18)。 の両度にわたり、市政局へ済口証文作製の督促を宿側にして欲しい かった。このため大助郷側からは、明治二年六月二十九日・八月三日 で話しあいがついた。しかし、この済口証文は容易に作製にいたらな

後日意論有之候而ハ御継立御差支と存差扣、其後度々柳町宿役人(異) 町駅問屋并宿役人被召出、 馬之義ハ御利解ニ基、駅方江内談為取替、定人馬取「(前略) 右之分(賃銭)ハ残らす柳町ゟ私共受取、 江及催促候得共、 右之趣定助町江通達之上、済口仕度段申聞候間、定助大助之間柄、 **人馬差出方取極、** 不取留義申居、 済口証文奉差上候様被仰付被成下置 駅方江内談為取替、定人馬取極候得共、一応 決算勘定相済候上ハ兼而対談之通触当 何分捗取方不相成、 就 而 (中略) (下略 触当人

製することを主張するのに対し、 かと反対して済口証文を作ろうとしなかった。 日問題の起きることを懸念して、 これにみるように、 大助郷村側が 理由は明らかでないが、 定助郷町に通達して済口証文を作 「定助大助之間柄」 を理 宿側は何 由 に後

争は一応終ったとみることができる。なお、 至ったのではないかと考える。 のような紛争の経過をたどったか知り得ないが、ほぼ同様な解決に これは、最終的にどのような結末にいたったか知り得ないが、 その点今後の究明が必要であ 大助郷町について、 سلح 紛

郷組替えの命じられた時期であった。このことから、 開始によって公用継立が急増した時期であり、終期にあたる四月は、 この時期についてみるとその始期にあたる同年正月は、 この期間中大助郷村への人馬触当が行われたことと、 賃銭支払に問題があったためであることはもちろんである。 を清算したことについて考えてみる。 ついて考察したい この紛争解決の際、 戸開城から「政体書」が発せられ、 以上、紛争の経緯についてみたのであるが、 慶応四年正月より四月までの間を限り、 宿・助郷を一体とする宿・ この期間を対象にしたのは、 次に二・三の問題に この紛争は、 この期間中の しか

考えられる。 考えられる。 四月はでが対象とされたとみることができる。その後、宿・助郷の一体化によって、旧大助郷村が柳町駅に附属 時期以降は、こうした宿・助郷間の触当は宿側から大助郷側に一方 は、共同して継立の課役を勤めなくてはならなくなったから、その をえによる宿・助郷の一体化によって、旧大助郷村が柳町駅に附属 四月までが対象とされたとみることができる。その後、宿・助郷組 機として起り、同様の人馬触当の行われた前後の時期――正月より 三月四・五日の東山道先鋒軍の甲府入城ともなう人馬触当を直接契

ごとに賃銭を集計し、それから宿助成金と渡済み賃銭を差引いた残 銭となり、役高九千五百五十八石余と比較すると、百石につき人足 文程であった。これを大助郷十六か村平均でみると、 表Nのように 百七十三貫文、既渡賃銭約七百八十貫文、未渡賃銭約三百二十八貫 額が、未渡し賃銭であり、この分が宿から大助郷村に支払われた。 れは表Ⅱ・Ⅲにみるとうりである。それによると、月別に継立人馬 八人半・百四十疋が遣払われた上で大助郷村分が加算されるから、 めて大助郷村に触当てられるのであるから、 三人半が触当てられていなくてはならないはずである。 うんぬんすることはできない。 十五・七人、本馬四・九疋の負担で十四貫二百余文の賃銭となる。 われた。その賃銭の合計は約千三百八十貫文となり、 十六か村から徴発された人馬は、三月を頂点として、人足千八百十 れる以前は、表Iでわかるように、柳町宿立人馬役二十五人・二十 村あたり人足百十三人、本馬二十九疋の負担で八十六貫文余の賃 これらの数値については、 韮崎の他、 それによると、慶応四年正月から四月までの四か月間に、大助郷 この期間について、 本馬四百七十疋に達した。この人馬をもって甲府柳町から石和 定助郷町人馬役二百三十人・百十五疋、大助郷町人足役五百 駿州往還にあって富士川舟運の起点鰍沢への継立が行 人馬賃銭の清算が行われたわけがあるが、そ 他に比較する資料がないため、多寡を しかし、大助郷村に人馬触当の行わ 宿以下人馬役七百五十 宿助成金約二

が生じるのは当然であったといえよう。宿の人馬遣払について宿・定助町役人の取計いに安心できず、疑念継立が激増したからといって、度々大助郷村への触当が行われれば、総数は相当多数となる。したがって戊辰戦争の開始後、いかに人馬

求しなかったとすると、また市政局が、諸帳面突合せを宿側に 三十四%にすぎず、合計でも五十六%しか渡されていないこととな 賃銭の総額と比較すると、人足賃銭は約七十%、本馬賃銭は、 は、人足賃銭六百一貫文余、本馬賃銭百七十六貫文余であって、 助郷村側が賃銭について問題とする以前、賃銭として支払われた分 馬賃銭五百十八貫文、計千三百七十九貫文余である。その中から大 大助郷十六か村に渡すべき賃銭は、 制度の問題について考えてみたい。この表Ⅲは、大助郷村の賃銭に の二が宿側の手中となるところであった。 の利益に加えられることとなった。とりわけ本馬賃銭は、その三分 なかったとすると、大助郷側が当然受取るべき賃銭の約半額が宿 る。すなわち、もし、この賃銭問題について大助郷村側が宿側 計七百七十七貫文余に過ぎない。これを大助郷十六か村に渡すべき ついて作った表Ⅱを項目別に集計したものである。この表によれば、 次に表Ⅲによって、さらに宿と大助郷村との関係を通して、 人足賃銭約八百六十一貫文、本 がを追 宿

できる。 を切り抜ける手段として、 側としては、 止むなく清算した感をまぬがれることはできない。 の経緯をみる限り、大助郷側の厳しい追求をうけ、それを逃れ得ず のまま渡さない積りであったかなど不明の点が多い。 どの程度で大助郷に人馬触当を行ったのか、これら未渡賃銭は、そ 元年の道中奉行裁許を無視したのか、また、定助等の人馬遣払い 助郷村への人馬触当を増し、 いま、史料が不充分のため、 継立の激増によって切迫する定助町を含む宿財政危機 宿・定助町の人馬遣払いを少くして、 自己負担の軽減を計ったとみることが 宿側がどのような意図をもって寛政 してみれば、 しかし、紛争

この章の当初に述べたが、山本弘文教授の指摘するように、戊辰二

応四年| 向を西か東 道中の動きを鮮明に映し出している。 奏したことは、 転嫁に対し、 このような宿側の大助郷側 一月から三月にかけ、 大助郷側 すでにみたとおりである。 韮崎 から石和へと変えている。 が適切な時期を把えての粘り強い抵抗が効 甲府柳町 への搾取ともよべるような賦役負担 駅からの継立人馬は、 これを見てわかるように、 表 V それは、 は、 こ の期 戊辰戦争開 継立方 0) 甲 慶 孙 を 0

あ

ったということができるのである。

賃銭も渡たさなかったとしたら、

宿駅は一段と収益を増したにちが

いない。

交通運輸量の 立賃銭の二十%が宿の収入なることを考えあわせると、この時期の ・三重にも増大させたことがわかる。 つけて考えてみると、 町 、銭により重い負担に苦しむ助郷との負担格差が拡大する事実と、 の交通運輸量の激増が、 駅の例にみる宿側の大助郷側 たことがわかる。 激増は、 宿 特に柳町の場合、 宿駅の収益を単に休泊賃銭のみでなく、二重 助郷間の矛盾・対立は想像以上に深刻で 休泊賃銭により潤う宿 への搾取ともいえる行為とを結び ましてや、 宿助成の名目をもって、 駅と、 大助郷村の未渡し 低額な継 継

十册姻传经生計主

		ХШ //	ツル中奥まる米	:n1 3X	
人馬別	継立数	賃 銭	宿助成	既渡賃銭	未渡賃銭
		貫文	貫文	貫文	貫文
人 足	1810人	861.023	168.972	601.600	90.440
本 馬	470疋	518.059	104.054	176.100	237.482
計		1379.082	273.026	777.700	327.922

1.「覚」(史料16)の記載数により項目別に集計したた め横の集計に一致しない。

大助郷村継立人馬表

継立力	插	1 月	2 月	3 月	4 月	計
石	和		234人 31)疋	610人 〔115)疋	—— ②Œ	844人 207)疋
鮴	沢		18人	92人 ③) 疋		110人 ③0 疋
韮	崎		485人 ③ 5疋	371人 ①53)疋	—— 4 5疋	856人 233 疋
i	t	— ④ 疋	737人 ⑥ 疋	1073人 298疋	— ⑥疋	1810人 470 疋

1.一般数字は人足数である。

2.○内数字は本馬数である。

表Ⅳ 大助鄉村賃銭比較表

	人馬別	継立数	賃 銭	宿助成	既渡賃銭	未渡賃銭
	4- 3		貫文	貫文	貫 文	貫文
一村	人足	94 人	52.807	10.560	37.600	4.645
平 均	本 馬	29.4疋	32.378	6.503	11.006	14.842
	計		86.192	16.063	48.606	19.487
100石	人 足	15.7人	8.839	1.767	6.294	0.777
平均	本 馬	4.9疋	5.420	1.088	1.842	2.484
	計		14.259	2.856	8.126	3.262

そして、 郷側の宿側への追求がはじまったのは、 かるように、 その終末期であり、 決へと進んでいったと見ることができる。 勤番頭をはじめとする勤番士の退去という、 入城であったことは度々述べた通りである。 にはじまる東山道先鋒軍・東海道総督軍をはじめとする諸藩の甲府 きに対応したものであった。 い。そして、その後の政情の変化に深い関連を持ちながら、 よって生じた政治的統制の弛緩を、 制度内部に集積されてきたものが この紛争の起った時期は、 争点の一つが旧幕道中奉行の裁許の運用であったことでわ この紛争は過渡的時期の 従来の宿駅制度がそのまま踏襲さ この中心となるものは、 明治期ではありながら、 巧みに利用したために他ならな 問題として、 気に爆発した時期であっ 東山道先鋒軍の甲府入城と、 この期をとらえ、 新旧政治勢力の交代に 極めて象徴的で 宿 同年三 れ 駅制度上 従来の 一月四 紛争解 大助

0 動

徳川

慶喜の東帰

東征軍の江戸進撃といった軍事・政治上

註

1 「日本近世交通史研究」(一九七九・一二吉川弘文館)所収。

- 2 同論文中『一戊辰戦争と軍事輸送』(二四八~二五六頁)参照。
- 3 4 「山梨県史」第一巻政治部県治、制度部職制参照。
- 第三十一号「徳川慶喜ヲ征シ旧幕領地ヲ直隷ト為スノ令ヲ農商ニ布ク」 (「法令全書」明治元年)。
- 5 取調帳」(甲〇一九六・八一一一八)。 五八頁~六六頁》。原史料 山梨県立図書館所蔵「甲府柳町駅駅高其外「甲州文庫史料第五巻交通運輸篇」(一九七六・一二山梨県立図書館
- 6 「甲斐国志」巻一提要部柳町駅(「甲斐叢書 <u>†</u> 頁
- $\widehat{7}$ 8 定助町は当初七か町であったが、その後連雀町が上・下二町に 弘文館 「甲斐道中宿村大概帳」(「近世交通史料集 八五六頁~八七五頁)。 六」一九七二・三 分れ、 吉川
- 9 大助郷町は、郭外の三十九か町であるが、このうち、職人町七か町は 類は次のような一八通からなる。 摩両郡拾六か村大助郷一件書類」 近習町が堅・横町に分れて九か町になった。これら七か町は郭内ある 至明治二年柳町大助郷一件書類。原史料山梨県立図書館所蔵「山梨巨 館三三頁~五五頁) 一 甲府柳町宿書上并伝馬助郷証文九 自慶応四年 役引のため一般には、大助郷三十二か町とよばれた。職人町名は表1参照。 いは土手内七か町(九か町)とよばれ、郭外三十九か町と対称された。 「甲州文庫史料第五巻交通運輸篇」(一九七六・一二 山梨県立図書 便宜上史料1より18まで仮番を付し (甲〇九六・八一七一)。この一件書

10

- 史料1 寛政元年六月十九日「差上申一札之事」 する定助郷・大助郷町村惣代請書。 道中奉行裁許に対
- 2 甲府代官所への願書。 慶応四年三月「乍恐以書付奉願上候」大助郷十六か村から
- 同三月「対談書之事」大助郷十六か村による対談議定。
- 同四月「乍恐以書付奉願上候」大助郷十六か村惣代より 同四月五日「乍恐以書付御届奉申上候」大助郷十六か村惣 助郷不勤の旨甲府代官所へ届。

- 6 帳面見届に付甲府代官所へ願
- 同四月「為取替対談書」大助郷町と村との共闘についての 対談議定。
- 7 同四月「乍恐以書付奉願上候」大助郷惣代より甲府町奉行 へ諸帳面見届願書。
- 8 同八月「右同」大助郷十六か村より町方差配役所へ再願

同十月十七日「右同」大助郷十六か村惣代より町方役所

9

- 10 同十一月十四日「右同」大助郷十六か村惣代より甲府代官 再々願。
- 所へ差配役所への再願督促。
- 11 明治二年三月「右同」大助郷十六か村惣代より甲府代官所 へ市政局への再願督促。
- 12 同四月朔日「右同」大助郷十六か村惣代より甲府代官所 諸帳面突合せに付届。
- 13 同四月廿日「右同」 面突合せ日延届。 大助郷十六か村惣代より市政局へ諸帳
- り市政局へ示談に付伺。 同四月「乍恐以書付御窺奉申上候」大助郷十六か村惣代よ
- 16 15 同五月「覚」柳町宿役人惣代・大助郷十六か村惣代より市 同五月二日「乍恐以書付奉申上候」大助郷十六か村惣代よ ,市政局へ問合せに答。
- 17 政局へ済口証文取為替促進願。 同六月廿九日「乍恐以書付奉願上候」 政局へ諸帳面突合せ結果報告。 大助郷村惣代より市
- 18 同八月三日「右同」大助郷十六か村及惣代より市政局へ済 口証文取為替促進願。
- 第二百四十三号「宿々改正仕法書」 (「法令全書」 明治 年

 $\widehat{13}$ $\widehat{12}$ $\widehat{11}$

第三百四十六号「各道助郷組替ニ付従来助郷ニ関スル事項ヲ録上セシ 第二百四十四号「宿助郷組替方ヲ命ス」 (右同)。 (右同)。